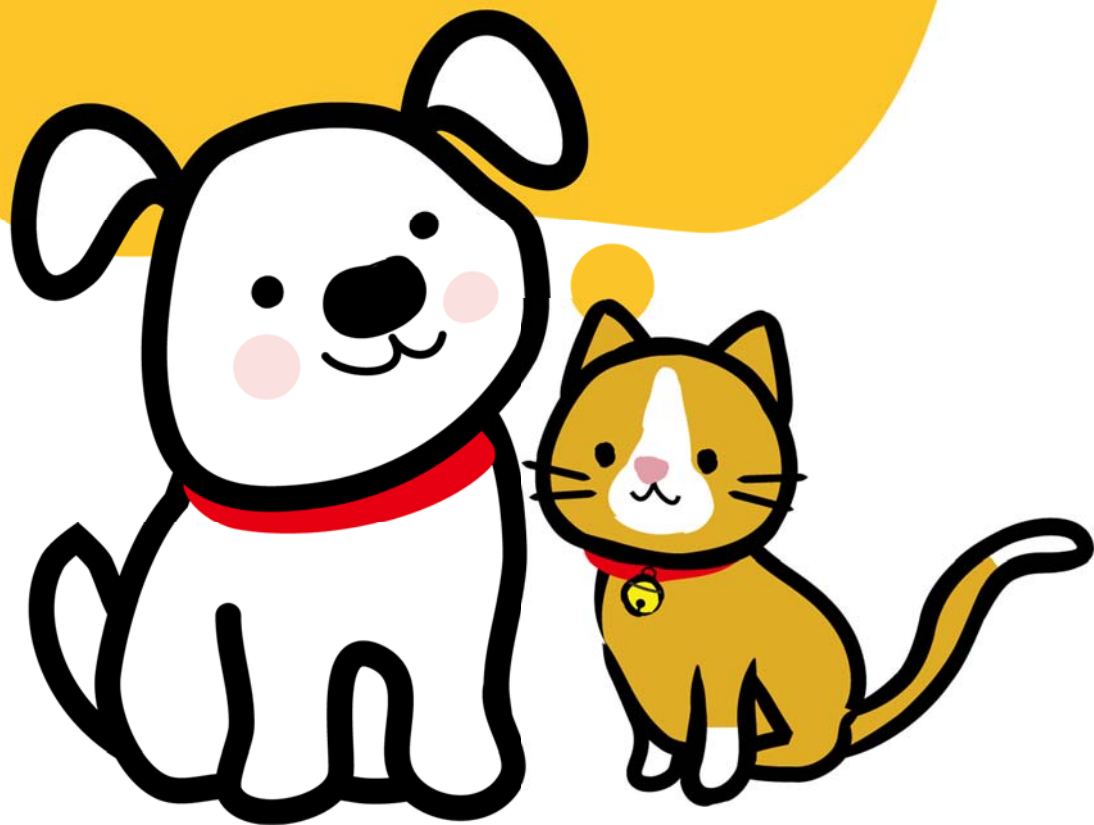


犬・猫の飼い主のみなさんへ

犬・猫のふんや尿が、道路や庭などに放置され、困っているという苦情が寄せられています。

**犬・猫のふん尿は
飼い主が責任をもって
後始末しましょう！**



- 排せつは、自宅の決まった場所ですよう習慣づけましょう。
- 散歩中に排せつした場合は、ふんは持ち帰り、尿はペットボトル等に入れた水で流してください。
- 飼い主としてのマナーを守らない場合には、3万円以下の過料を科することがあります。

犬・猫に関するお悩み、困りごとはお気軽に下記にご相談ください。

○新潟県動物愛護センター（関原町1） ☎21-5501

○長岡市環境政策課（寿3） ☎24-0528 または各支所地域振興・市民生活課